

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 サイバーセキュリティ統括官を設置し、情報流通行政局の所掌事務の一部をサイバーセキュリティ統括官の職務とするとともに、同局サイバーセキュリティ課を廃止し、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官三人を置くこと。

(第二条、第十条、第十一条、第十五条、第七十五条、第八十条及び第二百二十条関係)

二 政策統括官を二人から一人に変更すること。

(第二条及び第十四条関係)

三 政策立案総括審議官を設置するとともに、政策評価審議官を廃止し、大臣官房に置く審議官を十三人から十四人に変更すること。

(第十八条関係)

四 行政評価局に置く評価監視官を八人から七人に変更すること。

(第四十条関係)

五 国際戦略局に総務課を設置し、同局国際政策課の所掌事務の一部を同局総務課に移管すること。

(第六十七条、第六十八条及び第七十二条関係)

六 国際戦略局に置く参事官を廃止するとともに、情報流通行政局に置く参事官を二人から一人に変更す

ること。

(第六十七条、第七十五条及び第八十六条関係)

七 サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官の設置期間の特例を定めること。

(附則第二十二条関係)

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、平成三十年七月二十日から施行すること。

(附則関係)